

春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、春日部市立医療センターの医療職の職員（以下「医療職員」という。）として採用される者の返還義務を有する教育資金に係る借入金（以下「借入金」という。）の返還を支援するため、就業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを行うことにより、医療職員の継続的かつ安定的な確保を図ることを目的とする。

(貸付けの対象者)

第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する採用が著しく困難な職種であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療職員として採用される者
- (2) 医療職員として通算して10年以上業務に従事する意思を有する者
- (3) 借入金を有する者

(貸付金の額)

第3条 貸付金の額は、前条に規定する貸付けの対象者の借入金の額の範囲内とし、1人当たり3,000万円を限度とする。

(貸付利息)

第4条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付けの申請)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者（次条及び第7条において「申請者」という。）は、管理者が定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、前条の規定による申請をしようとするときは、2人の連帯保証人を立て、そのうち1人を父母兄弟又はこれに代わる者としなければならない。

2 前項の連帯保証人は、貸付金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第12条の延滞金を含むものとする。

(貸付けの決定)

第7条 管理者は、第5条の規定による申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(返還)

第8条 被貸付者は、貸付金の全額を返還しなければならない。

2 前項の規定による貸付金の返還は、貸付金の貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して10年を超えない範囲内で月賦返還又は月賦返還及び半年賦返還併用により管理者が指定した方法によるものとする。ただし、貸付金のうち返還していない額の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

3 前項の規定にかかわらず、被貸付者が貸付金の全額を返還する前に医療職員でなくなったとき又は貸付金を借入金の返還に充てなかったときは、管理者が指定する日までに貸付金のうち返還していない額を一括して返還しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第9条 管理者は、被貸付者が業務上の理由により死亡したときは、貸付金のうち返還期限の到来していない額の全部を免除するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第10条 管理者は、被貸付者が災害その他やむを得ない事由により業務を継続することができなくなったときは、貸付金のうち返還期限の到来していない額の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第11条 管理者は、災害その他やむを得ない事由により貸付金の返還を猶予することが適当と認めるときは、その事由が継続する期間において、貸付金の返還を猶予することができる。

(延滞金)

第12条 管理者は、被貸付者が正当な理由がなくて貸付金の返還を怠ったときは、延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金は、貸付金を返還すべき期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還すべき貸付金の額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 貸付金の貸付けに係る申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。